

# 防府市ケアマネジメントに関する基本方針

令和5年4月1日

防府市 健康福祉部 高齢福祉課

# 防府市ケアマネジメントに関する基本方針

## 【策定の趣旨】

防府市では、高齢者の自立支援、重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントのあり方や考えを、保険者（本市）と介護支援専門員で共有し、ケアマネジメントの質の向上を目指すため、基本方針を定めます。

## 【居宅介護支援に関する基本方針について】

本市では、「防府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（以下、「居宅介護支援基準条例」という。）の第3条、第14条及び第15条に基づき、基本方針を次のとおりとします。

### 【居宅介護支援に関する基本方針】

- ①要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- ③利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- ④市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めること。
- ⑤要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮すること。
- ⑥自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- ⑦その他具体的な支援は、居宅介護支援基準条例第15条を踏まえて行うこと。

## 【介護予防支援に関する基本方針について】

介護予防ケアマネジメントは、心身機能の改善や環境の調整を通じて、高齢者の生活機能の向上や地域社会への参加をはかることにより、生きがいのある生活・自己実現（QOL）を目指し、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるように支援するものです。

本市では、「防府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（以下、「介護予防支援基準条例」という。）の第3条、第31条及び第32条に基づき、基本方針を次のとおりとします。

### 【介護予防支援に関する基本方針】

- ①利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮すること。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、該当目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- ④市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めること。
- ⑤利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮すること。
- ⑥介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を作成すること。
- ⑦自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- ⑧その他具体的支援は、介護予防支援基準条例第32条を踏まえて行うこと。

## 【ケアプランの点検について】

防府市では、介護給付適正化事業の一つとして、介護支援専門員が作成したケアプランの点検を実施しています。ケアプラン点検は、事業者を対象にヒアリングを行い、「十分なアセスメントに基づいているか」「自立支援を考慮した必要なサービス提供になっているか」など問題点や課題を保険者（防府市）と介護支援専門員が共有し、共に解決策を考えることで、利用者の自立支援・重度化防止に向けたより良いケアプラン作成へつなげていくことを目的としています。

以下の項目は、ケアプラン点検やその他指導等で通知した主な留意事項の一覧です。ケアプラン作成時に、参考としてご活用ください。

- 厚生労働省が示した課題分析標準 23 項目を満たしているか。
- 生活全般の解決すべき課題を明らかにするとともに、それらを解決するための具体的な目標を設定しているか。
- 現在、困っていることやリスクだけを把握するのではなく、予防・予測の視点も含んだケアプランを作成しているか。
- 介護給付対象サービス以外の地域資源などの情報収集、利用者への情報提供を行っているか。
- 医療サービスを位置付ける場合は、主治医に意見を求め、ケアプラン等を提供し、情報共有をしているか。
- 利用者の状態をアセスメントし、必要に応じて機能訓練等のサービスの検討を行っているか。
- ケアプランとサービス内容に連動性や整合性が図られているか。
- 利用者や家族が希望するニーズに対してのサービスが、利用者の自立支援を阻害していないか、本当に必要なのかを分析しているか。
- ケアプランを作成する際に、利用者の置かれている環境等を踏まえ、家族の介護への思いに配慮しているか。また、家族による介護の支援が得られるか確認しているか。
- 画一的なプランではなく、利用者の一人ひとりの状態像に応じたプランを作成しているか。